

- 一、拾三石六升九合 加州
- 内六石五斗三升五合 堂形
- 六石五斗三升五合 森下
- 高六拾六石七斗 免四つ一步
- 一、二拾九石八斗一升四合 越中

此代銀

- 一、一貫二百八拾三匁五分三厘 平均直段一石に付
- 四拾三匁五厘一毛二味
- 右今度被下置候。御藏返米之内を以、其方知行高無相違、令配分所如件。

寛文拾一年十二月十五日 時 連

吉田喜八郎殿

自餘の家士共皆同様にて、此時主家の家祿減少に隨ひ、家士一統も收納高減少すといへり。さて從來舊領鹿嶋郡田鶴濱等に在住の人々、追々金澤へ送籍して、今云ふ穴水町及び北家中荒屋敷等四ヶ所へ各移住すといへり。

○長家譜代家人

長氏は、鼻祖長谷部信連以來、數百年連綿せし舊家なりし

ゆゑ、譜代家士の中にも信連以來の舊家ありて、其の家格嚴重なり。此木・上野・宇留地・阿岸・山田、以上の五家を家子と稱す。此の五家の始祖は、信連の庶子にて、そのかみ信連より能登所領の郷村を譲與せられ、各其の領地の名を以て稱號とす。皆是長氏の庶家なりしゆゑ家子と稱し、譜代家人の上列となしありしが、明治維新の際郷村の稱號を廢し、長氏に改稱せり。次に關・中村・加藤・田屋・村井・小林・合田・田邊・浦野・瀬見、以上の十家をば郎等の家柄とす。又其の次に吉田・大田・山本・岩田・粟津・櫻井・小川、以上の七家をば中郎の家柄とす。右郎等・中郎の家共は、信連以來譜代家人の家筋にて、數百年來譜代家と相立て、その分流庶子の家までも取扱ひ方異にして、子孫連綿せしめたり。又屋形衆とて、宇野以下十餘家あり。是は昔能登の領主島山家の昵近の者なりしが、天正五年島山家滅亡の後長氏に隨從せし家柄なり。故に此の家柄の人々をば別盡と呼べり。年頭酒盃を賜ふ時、家子・郎等・中郎とは別に改めて酒盃を賜ふゆゑなり。永祿四年正月島山修理大夫義則主、長對馬守續連七尾の居邸へ來臨ありし御成儀式書に載

せられたる御目見之次第左の如し。

- 御家之子 一番 宇留地 孫四郎
- 二番 阿岸 新次郎
- 三番 山田 十郎兵衛
- 此木・上野、此の兩人は座敷論を以不罷出候。
- 郎等 一番 關 左近助
- 二番 中村 小二郎
- 三番 加藤 紀三郎
- 四番 田屋 熊千代
- 五番 關 與三

加藤系圖にも、永祿四年對馬守様々島山義則公御成之時、御家子宇留地孫右衛門・阿岸新四郎・山田十郎兵衛・關左近・中村小二郎・加藤將監・田屋□□并關與三、此の八人御目見、兩家子は、座論を以て目見無之とあり。

○此木長氏傳略

長谷部系圖に、信連二男景信、大屋庄此木之地頭。とあり。是長家庶流五家の一家にて、所謂家子と稱する家柄の隨一也。永祿四年五月島山義則主長續連が邸へ來臨の時、座論

を以て拜謁せずとあるも、隨一の家柄なるゆゑならんか。

此木は鳳至郡大屋庄南北郷の邑名にて、此木村とて今もあり。此の邑村は、穴水來迎寺所藏貞治五年六月廿五日有海在判讓狀に、讓渡穴水來迎寺田之事。合一段者、在所樟村坪平野樂入道名之内也。と見わたる樟村なり。樟は、和名抄に、本草云。釣樟一名鳥樟。和名久沼木。と見ね、本草に、釣樟は樟之小者ともありて、今もくぬぎと呼べり。天文元年七月諸橋六郷南北棟敷注文に、三間くぬぎと載せたり。是則ち鳳至郡南北郷内なる此木村なり。按ずるに、中古に至り、樟村をばこのき村と呼び誤りけるに依つて、此木とは書きたるなるべし。されば此木氏の始祖も、樟村の地を所領となし、此の地の地頭職なりし故、此木を稱號となしたるもの也。さて此木長氏の始祖は、東鑑建長三年十二月廿六日辛巳の條に、今日未尅之及一點而。世上物念也。近江大夫判官氏信・武藏左衛門尉景頼。生虜了行法師。矢作左衛門尉・長次郎左衛門尉久連等。件之輩有謀叛之企云々。仍誣方兵衛入道爲蓮佛之承。推問子細。大田七郎康有記詞。逆心悉露顯云々。廿七日壬午天晴。被誅謀叛之衆。又有